

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
結婚して会社を退職後、国民年金に加入して他の年金制度に代わることなく国民年金保険料を納付し続けてきた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変化は無く、申立人の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 43 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 43 年 2 月まで
社会保険事務所に納付記録を照会したところ、昭和 43 年 10 月 18 日付けで国民年金被保険者資格を取り消され、申立期間の国民年金保険料が還付されている旨の説明を受けた。しかし、私は、当時、結婚前で会社勤めもしておらず、申立期間に係る保険料の還付を受けていない。また、保険料の未納期間の調査を A 町役場（当時）に依頼したが、何の不都合も無い旨の回答を得ていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行い、A 町役場の窓口において申立期間の保険料を納付したと主張しており、事実、B 社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳により、申立期間の保険料が納付されたことが確認できる。

また、申立人の年金記録において、申立期間については、本来、国民年金被保険者資格が強制となるべきところ、申立期間の国民年金保険料が納付されていたにもかかわらず、昭和 44 年 1 月 17 日に還付されたことが確認でき、結果的に申立人の国民年金被保険者資格が取り消され、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることから、行政側における事務処理の錯誤が認められる。

さらに、申立人が昭和 39 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行った際、同年 5 月まで厚生年金保険被保険者であったにもかかわらず、36 年 7 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得させており、行政側の事務処理において適正を欠いた事実が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

母からは、平成4年1月ごろに私の国民年金の加入手続きを行い、それ以降に送付されてきた納付書によりすべて保険料を納付していたと聞いている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとするその母は、国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、18年以上の長期間にわたり国民年金に任意加入し、平成11年4月から13年6月までの保険料を前納するなど、年金制度に対する意識の高さがうかがわれることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、平成17年4月から21年3月までの保険料を前納するなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 693

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 12 月まで
申立期間当時はA店に勤務しており、昭和 46 年 4 月から 3 か月ごとに国民年金保険料を納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の直後である昭和 48 年 1 月から同年 12 月までの保険料を納付したことを示す領収書があるにもかかわらず、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）にはその記録が転記されていなかったことから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかった事実が認められる。

また、申立期間は 9 か月と短期間である上、昭和 46 年 4 月以降に係る申立期間の前後の保険料については現年度納付していたことが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場。）における資格取得日に係る記録を昭和28年5月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年5月11日から同年6月1日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に入社してから57年5月27日に退職するまで、途中に数回の転勤があったものの、継続して同社に勤務しており、28年5月11日から同年6月1日までの期間については同社B工場に勤務していたと記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社（平成13年7月にA社から商号変更）が管理する申立人に係る職歴記録の写し、同時期に入社した同僚の証言及び雇用保険の加入記録により、昭和28年4月1日から57年5月27日まで同社に継続して勤務し、申立期間当時は同社B工場において勤務していたことが確認できることから、申立期間に厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の直前のA社E工場に係る社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和28年4月の標準報酬等級及び同社B工場の同名簿における申立人と同時期に入社した同僚に係る申立期間の直後の標準報酬月額により、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 2 月 22 日から同年 3 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 3 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 22 日から 59 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた昭和 59 年 2 月 22 日から 59 年 3 月 21 日までの期間について記録が無かった旨の回答を受けた。A 社が経営不振に陥っていたため、同社に勤務しながら転職先を探していたところ、B 社に転職が決まった。しかし、A 社への就職を世話してくれた義兄や同社に対して恩を感じていたため、有給休暇も取らずに B 社への転職の前日である昭和 59 年 3 月 20 日まで A 社に勤務していた。また、預金通帳には昭和 59 年 3 月分の給与が入金されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所に照会したところ、昭和 55 年 4 月 1 日から 59 年 2 月 29 日までの期間に係る A 社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できる。

また、A 社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、申立人に係る被保険者資格喪失日（昭和 59 年 2 月 22 日）の前後 1 年間に被保険者資格を喪失した者で、同意が得られた複数の同僚に係る雇用保険被保険者記録を公共職業安定所に照会した結果、全員が、雇用保険の離職日の翌日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できたことから、同社においては、雇用保険における離職日の翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失させる取扱いであったことが推認できる。

さらに、申立人が昭和 59 年 2 月 22 日の前後に A 社において勤務形態、業務内容が変わった旨の同僚からの証言は無いことから、同年 2 月 22 日に同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる理由は見当

たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和 59 年 2 月 22 日から同年 3 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社の昭和 59 年 1 月における社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立人は、昭和 59 年 3 月 20 日まで A 社に継続して勤務していたと主張しているが、同年 3 月 1 日から同年 3 月 20 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、上記 1 の申立人に係る雇用保険被保険者記録については、昭和 59 年 2 月 29 日付けで離職となっており、同年 3 月 20 日までの勤務について確認できない。

さらに、申立期間当時に A 社に勤務した同僚 6 人に照会したものの、申立人が同年 3 月 1 日以降、同社に勤務していた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間のうち、昭和 59 年 3 月 1 日から同年 3 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から43年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和38年11月から43年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間当時、進学準備期間も含めて学生であったため、母が、国民年金の加入手続きを行い、20歳から就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していた記憶がある。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、後からまとめて申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間のうち、昭和39年4月以降の期間については国民年金の任意加入対象となる学生であったことから、仮に、申立人の主張どおり、申立人が国民年金に加入していた場合であってもさかのぼって保険料を納付することはできないことから、申立人の主張には不自然さがみられる。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成元年3月まで

私は、昭和55年7月ないし同年9月ごろに、A銀行B支店において、国民年金保険料の口座振替の手続きを行い、申立期間の保険料については、口座振替により納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A銀行B支店の口座振替により申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が同行B支店に口座を開設した昭和56年11月から平成元年3月までの預金取引履歴からは、国民年金保険料が引き落とされた事実は確認できなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録により、昭和61年6月に申立人に係る過年度保険料の納付書が発行されたことが確認できることから、少なくとも申立期間内の昭和60年度分の保険料については未納であったことが推認できることから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 7 月に会社を退職し、同年 8 月に国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて夫婦二人分の国民年民保険料を定期的に納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 8 月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、58 年 2 月 19 日以降と考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張と一致しない。

また、A 市役所が管理する申立人の国民年金印紙検認記録簿には、「昭和 58 年度より納付するそうです。」との記載があり、事実、社会保険事務所が管理する申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、58 年 4 月から保険料を納付していることが確認できることから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 42 年 10 月までの期間及び 43 年 2 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 42 年 10 月まで
② 昭和 43 年 2 月から 45 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろに国民年金に加入したが、約 30 年前に A 村役場(当時)から、年金受給権を得るには保険料納付済期間が不足しているとの通知を受けたため、10 万円程度の金額を 2 度に分けて、同村役場において納付した。そのときに納付した期間以外の期間については、夫が保険料を納付していたため、詳しいことは分からない。

しかし、夫及び結婚した当初に同居していた夫の 4 人の弟妹は、昭和 36 年 4 月以降保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日により、昭和 45 年 5 月 2 日以降と考えられ、この時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和 36 年ごろに国民年金に加入したと主張しているが、その当時の申立人が居住する A 村は、B 社会保険事務所管内であり、事実、申立人の夫に係る国民年金手帳記号については、B 社会保険事務所において払い出される「C」となっているところ、申立人に係る同記号については D 社会保険事務所において払い出される「E」となっており、同村が同社会保険事務所の管轄となった 42 年 7 月以降に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認できることから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立人が両申立期間の保険料を納付したと主張する約 30 年前については、第 3 回特例納付期間(昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月 30 日まで)内に該当する可能性があるものの、仮に、第 3 回特例納付の制度を利用して

両申立期間の保険料を納付した場合、その保険料額については申立人が主張する 10 万円程度を大幅に上回ることとなり、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立期間①と申立期間②の間の期間（昭和 42 年 11 月から 43 年 1 月までの期間）に係る厚生年金保険の加入記録が平成 20 年 5 月 30 日に記録統合されたことにより、申立期間①に係る国民年金被保険者資格の喪失日及び申立期間②に係る同資格の取得日が発生し、記録統合以前においては申立期間①と申立期間②の間の期間についても国民年金被保険者期間であったことが確認できるにもかかわらず、当該期間については申立期間とされていないことから、申立内容に不自然さがみられる。

その上、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、第 3 回特例納付期間内において、昭和 36 年 4 月から同年 11 月までの保険料を 53 年 11 月に、36 年 12 月から 37 年 6 月までの保険料を 54 年 10 月に、それぞれ特例納付し、その納付額の合計については 6 万円であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から58年9月まで

申立人の夫が、昭和53年12月ごろ、自身の年金の受給手続きをするためにA社会保険事務所に出向いた際、国民年金保険料の特例納付制度があることを知らされ、申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付した。申立期間の保険料については、申立人が65歳到達時に年金が受給できるようまとめて納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、申立人の夫が、昭和53年12月ごろに、A社会保険事務所において申立人に係る国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人は、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、B社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿、C市役所が管理する国民年金被保険者名簿等においても申立人が国民年金に加入した形跡はうかがえないことから、申立人の子の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人の子は、申立人の夫が、昭和53年12月ごろにA社会保険事務所において申立人に係る国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、この当時、C市はD社会保険事務所の管轄であり、かつ、申立人が国民年金の加入手続きを行う場合、C市役所において行うこととなることから、申立内容には不自然さがみられる。

さらに、申立人の子は、申立人の夫が、第3回特例納付制度を利用して申立期間の保険料を納付したと主張しているが、第3回特例納付により納付できるのは昭和36年4月から53年3月までの保険料であることから、申立人の子の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立人の子は、申立人の夫が、国民年金の加入手続きを行い、申立

期間の保険料を納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の夫も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から46年3月までの期間及び53年4月から57年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年2月から46年3月まで
② 昭和53年4月から57年7月まで

私が20歳になった時に、母が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。

また、申立期間②については、督促状が送付されてきたので、妻が夫婦二人分の保険料を市役所で納付した。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和47年1月31日から同年2月2日までの間と考えられ、この時点では、申立期間①の過半については時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、その母が、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、その妻が申立期間②の保険料を納付したと主張しているが、申立人及びその妻は、申立期間②において国民年金被保険者資格を有していない上、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間②当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、両申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年3月まで

妻が、申立期間当時に集金に来ていたA町役場の職員を通じて国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、自宅に来たA町役場の職員が納付書に領収印を押した上、徴収していったと主張しているが、同町役場に確認したところ、申立期間当時、同町役場には国民年金の徴収員は存在しなかった上、仮に、税金の徴収員が国民年金保険料を預かった場合でも、納付書に押印することは無かったことが確認できることから、申立人の主張とは相違している。

また、申立人は、その妻が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻に係る申立期間の保険料も未納となっている。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人は、その妻が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から50年12月まで

私は、昭和49年3月に結婚したが、その後、会社を解雇されたため、自営業を始めた。20歳のころから切れ目なく年金に加入し、保険料を納付し続けてきた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の直後の昭和51年1月から平成6年11月までの期間及び7年2月から13年4月までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が同年7月9日に記録統合されていることから、申立人は、記録統合されるまでは国民年金被保険者であったにもかかわらず、納付書の送付及び保険料の納付についての記憶は無いと主張していることから、申立期間の保険料のみを納付していたとする申立人の主張には不自然さがみられる。

また、申立人は、申立期間について、子供の学資保険や自身の生命保険料など、その当時の国民年金保険料の数倍の保険料額を払っていたので、国民年金保険料の未納があるはずがないと主張しているが、その妻に係る申立期間を含む昭和48年5月から50年12月までの保険料が未納となっているなど、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、20歳のころから国民年金に加入し、継続的に保険料を納付していたと主張しているが、申立期間以外にも複数の未納期間があるなど保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後から納付した記憶は無いと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付又は特例納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から43年3月まで
父が、昭和42年2月に私の国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて税金と一緒に国民年金保険料を納付していた。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、昭和42年2月に国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が所有する国民年金手帳及び保険料の納付状況により、昭和44年1月から同年2月までの間と考えられ、この時点では、申立期間の保険料については過年度保険料となるどころ、過年度保険料については、通常、日本銀行歳入代理店に指定された金融機関において保険料を納付するのが一般的であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人から11番後の国民年金手帳記号番号であるその妻は、申立人との婚姻後に国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しているものの、申立期間の保険料が未納である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 51 年 6 月まで

私は、昭和 49 年 10 月ごろ、婚姻届を A 区役所 B 支所に届出した際に同区役所職員から国民年金の加入勧奨を受けたので、国民年金の加入手続を行って保険料を納付した。申立期間のうち、昭和 48 年 8 月から 49 年 9 月までの保険料についてはさかのぼって納付し、同年 10 月以降の保険料については 3 か月単位で納付書により C 銀行 D 支店（当時）において納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 10 月ごろ、A 区役所 B 支所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、52 年 3 月ごろと考えられ、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間当時に居住していた A 区において国民年金の加入手続を行った場合、「E」の国民年金手帳記号が払い出されることとなるが、申立人の同記号については F 社会保険事務所において払い出される「G」であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、昭和 53 年 3 月に、51 年 7 月から 52 年 3 月までの保険料を過年度納付しているが、この時点では、50 年 12 月以前の保険料については納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、A 市役所の窓口において職員から、さかのぼって納付するよう再三勧められ、分割納付でも良いとして手書きの納付書を受け取り、B 銀行 C 支店で現年度保険料の納付の都度、1 か月単位で納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を申立期間の直後の昭和 61 年 4 月以降に過年度納付したと主張しているが、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、A 市役所の窓口において、手書きによる過年度納付書（数か月分）を受領し、次年度に残りの過年度納付書についても同市役所から郵送されたと主張しており、事実、A 市役所では、短期間の納付に限り手書きの過年度納付書を対象者に渡していたことが確認できるものの、過年度納付書の対象者に対する郵送については行っていなかったことが確認できることから、申立内容と相違している。

さらに、申立人は、過年度保険料について、現年度保険料の納付時に、1 か月ごとに銀行において納付していたと主張しているが、申立期間は 36 か月もの長期間に及んでおり、そのすべての期間において、日本銀行歳入代理店である銀行及び行政側の^{かし}瑕疵により、その都度、保険料納付記録が消失したとも考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 705 (事案 561 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 11 月ないし同年 12 月に A 区役所において国民年金の加入手続きを行い、同じ日に申立期間の保険料として約 20 万円をまとめて同区役所の窓口において納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人には、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号により、昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 1 月 22 日までの間と考えられ、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和 53 年 11 月ないし同年 12 月に A 区役所において国民年金の加入手続きを行い、併せて申立期間の保険料として約 20 万円をまとめて同区役所の窓口において納付したと主張するが、仮に、この時点において特例納付制度を利用して申立期間の保険料を一括納付した場合の金額については、申立人が主張する約 20 万円と大きく相違することから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 県 B 郡 C 村（当時）にあった D 社に勤務していた昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。私は、D 社に 41 年 1 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に D 社に勤務していたことは、当時の同社の取締役（二人）の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する D 社の厚生年金保険被保険者原票により、申立人が、昭和 41 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44 年 4 月 1 日に同資格を喪失したことが確認できるとともに、同名簿では、他者の記録において、申立期間内の 44 年 10 月及び 45 年 10 月に標準報酬月額の設定時決定が行われたことが確認できることから、複数回にわたり申立人の記録のみ欠落したものとは考え難い。

さらに、D 社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人に係る昭和 44 年 4 月 1 日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失及び同年 4 月 30 日付けの健康保険被保険者証返納処理の記録が確認できることから、社会保険事務所における一連の事務処理は適正に行われていたものと推認できる。

加えて、申立人は、申立人と同じく D 社に勤務していたその妻及び義母と共に、昭和 46 年 4 月ごろに同社から独立したと主張しているが、申立人の妻及び義母についても、同社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に、44 年 4 月 1 日付けの厚生年金保険被保険者資格の喪失及び同年 4 月 30 日付けの健康保険被保険者証返納処理の記録が確認できる。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立期間に係る D 社における申

立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答があった。

さらに、申立期間当時にD社の取締役であり、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時に事業主であった申立人の義理の従兄弟に照会したものの、申立期間当時の資料が残存しておらず、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について具体的な証言も得られなかった。

加えて、申立時間当時のD社における社会保険担当者は、既に他界しているため、当時の厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 8 月から 27 年 1 月まで

私は、昭和 25 年 8 月ごろに A 社 B 工場に入社し、エンジンの組立て等の業務に従事していた。同期入社で退社も一緒だった同僚については、昭和 25 年 8 月 1 日から 27 年 8 月 1 日までの期間について厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社 B 工場に勤務していたことは、申立期間当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間当時の A 社 B 工場に係る社会保険庁が管理する厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の名前は無い。

さらに、A 社を継承した C 社の人事担当者からは、人事記録等の関係書類は現存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況については不明である旨の証言が得られた。

加えて、申立人は、A 社 B 工場勤務時の同僚であった D 氏とは入社日及び退社日が同一日であったと主張している。この点について、社会保険庁が管理する厚生年金保険被保険者台帳により、同氏が昭和 25 年 8 月 1 日から 27 年 8 月 1 日まで同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できるとともに、申立人が同年 5 月 1 日から同年 8 月 3 日まで E 社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、申立人の主張と D 氏及び申立人の記録が同年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について一致していない。

また、D 氏は、旋盤工として勤務していたと証言しているところ、申立人は、仕上工として勤務していたと主張しており、同氏は、申立人が近隣に所在する「C 社 F 支社」に頻繁に出張していた旨を証言していることから、申立人とは待遇が異なっていたものと考えられ、同氏の記録をもって申立人の

給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

さらに、申立人から提出された「A社同僚一覧」に記載されている同僚10人のうち、申立期間当時に厚生年金保険被保険者資格を有しており、かつ、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、そのうちの4人からは、申立人がA社に勤務していた旨の証言が得られたものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

しかし、申立人がA社に勤務していた旨の証言を行った同僚自身は、「C社F支社」において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人が勤務したと主張している「A社B工場」とは厚生年金保険の適用事業所名が相違している。

この点について、現在のC社に照会したところ、同社は、昭和25年1月25日付けでH社、G社及びA社の3社に分割され、「A社B工場」とは別に、その近隣にG社の関連会社として「C社F支社」の工場が存在していたところ、39年にH社、G社及びA社の3社が合併し、現在のC社になった旨の回答が得られた。

したがって、当該同僚は、申立人が勤務していたA社とは異なるC社F支社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人がA社において厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認することはできない。

加えて、申立人は、「C社F支社」において厚生年金保険被保険者資格を取得している者を同僚として名前を挙げていることから、申立人が「C社F支社」において同資格を取得している可能性があるため、社会保険事務所が管理する申立期間に係る「C社F支社」の厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、同名簿には、申立人及びD氏の名前は見当たらない。

また、上記「C社F支社」において勤務した者からも、申立人が「C社F支社」において厚生年金保険被保険者資格を取得したことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人及びD氏に聴取したところ、勤務していた事業所の出入口には「A社B工場」の看板が立てられており、「C社F支社」については、近隣に所在するものの、別の土地に所在していた旨の証言が得られたことから、申立人が勤務した事業所は「A社B工場」であり、「C社F支社」において申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 10 日から同年 9 月 25 日まで
② 昭和 43 年 2 月 21 日から 48 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 3 月 10 日から同年 9 月 25 日までの期間及びB社に勤務していた 43 年 2 月 21 日から 48 年 3 月 31 日までの期間について、脱退手当金は支給済みであり、厚生年金保険被保険者期間には算入されていない旨の回答であった。

しかし、脱退手当金を受給したことは間違いないが、受給してから 1 か月以内くらいに返還納付すれば、厚生年金保険被保険者期間が継続すると言われたので、脱退手当金を市役所の窓口を持参し返還納付した。

このため、両申立期間に係る脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する申立人に係るA社及びB社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、両申立期間の脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致しており、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかえない。

また、申立人は、少なくとも一度は両申立期間に係る脱退手当金を受給した事実を認めている。

さらに、両申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、申立人は、昭和 49 年 3 月 12 日に受領した脱退手当金を 1 か月以内くらいに市役所の窓口に戻還納付したと主張しているが、社会保険事務局からは、「支給済の脱退手当金を返還納付できるのは、厚生年金保険法改正法（昭和 36 年法律第 182 号）附則第 9 第 6 項により、昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 30 日までの期間内における限定的取扱いであり、それ以外に脱退手当金を返還できる制度は存在しない。」旨の回答を得ている。

加えて、申立人は、脱退手当金を市役所の窓口を持参し、返還納付したと主張しているが、社会保険事務局からは、「仮に、昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 30 日までの期間内であっても、返納金については、市役所の窓口で返還納付することはできず、社会保険事務所、日本銀行及び日本銀行歳入代理店において返還納付するものである。」旨の回答を得ている。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年9月30日から32年9月25日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。）C事業所に勤務していた昭和17年9月30日から32年9月25日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。
しかし、健康保険証をもらっていたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の証言により、申立人が申立期間の一部についてはA社C事業所に勤務していたことが推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における申立人の名前は無い。

さらに、申立期間の当初である昭和17年9月時点では、申立人は12歳であり、A社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、17年1月1日から32年9月25日までの期間にわたり、12歳の時点において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は見当たらない。

加えて、A社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、毎年、報酬月額算定基礎届が社会保険事務所に対し提出されていたことが確認できることから、申立人に係る届出のみが漏れていたとは考え難い。

また、B社D事業所に照会したものの、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については不明である旨の回答であった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚については、A社の在籍証明書がE社（B社の親会社）から発行されていることが確認できる上、E社に照会したものの、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については不明である旨の回答であった。

加えて、F社（Gグループの休廃止鉱山等の管理会社）では、申立人から

提出された「じん肺管理区分決定申請書」に対して、申立人がA社C事業所で粉じん作業に常時従事する労働者であったことを証明しているが、F社からは、「健康保険・社員原簿等、申立人の在籍を証明する記録は無かったものの、申立人が自発的に名前を告げた在籍記録のある社員と仕事をしたことがあること、当時の内容を良く知っている等により、証明書を発行した。」とする旨の回答が得られた。

また、H社（B社の関連会社で、I 鉱山の管理会社）からは、「昭和 27 年ないし 28 年ごろに当時の勤労課の社員が作成した非公式の社員名簿が残存しているものの、申立人の名前は見当たらず、作成した社員に確認したところ、名簿に漏れは無いとの回答であった。」とする旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時のA社C事業所に在籍していた同僚 15 人に照会したところ、回答が得られた 8 人からは、いずれも申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた 6 人のうちの一人からは、「申立人と職種は違ったが、申立人が昭和 29 年ないし 30 年ごろに勤務していたと思う。」とする旨の証言が得られたものの、厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。